

平成22年度旭川市国民保護協議会会議録

1 開催日時及び場所

日 時：平成22年7月21日（水） 15時30分～16時00分

場 所：旭川総合防災センター中核施設2階 消防団会議室

2 出席者及び傍聴者

(1) 出席者

会長（市長）及び委員27人（代理出席者11人を含む） 事務局6人

(2) 欠席者

2人

(3) 傍聴者

0人

3 会議次第

(1) 開会

(2) あいさつ

(3) 議事

議題 旭川市国民保護計画の変更について（審議）

(4) その他

(5) 閉会

4 配布資料

(1) 資料1：「旭川市国民保護計画の変更の概要」

(2) 資料2：「旭川市国民保護計画の変更案の変更箇所一覧表（本編・資料編）」

(3) 資料3-1：「旭川市国民保護計画の現行の計画と変更案の対照表（本編）」

資料3-2：「旭川市国民保護計画の現行の計画と変更案の対照表（資料編）」

資料4-1：「旭川市国民保護計画の変更案」

資料4-2：「旭川市国民保護計画の変更案（資料編）」

5 会議の公開・非公開の別

公開とする。

6 会議録概要

【司会】

本日は大変お忙しい中、御出席をいただきありがとうございます。

本日の司会を担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の会議の出席委員数は代理者を含め、27人、欠席者は2人でございます。旭川市国民保護協議会条例第4条第2項に定める過半数に達しておりますので、ただいまから「平成22年度旭川市国民保護協議会」を開催いたします。

はじめに、旭川市国民保護協議会会長であります、西川市長から御挨拶を申し上げます。

【市長】

本日はお忙しい中、「旭川市国民保護協議会」に御出席いただき心からお礼を申し上げます。また、皆様方には防災対策の推進にあたり、格別の御理解と御協力をいただいておりますことに、深く感謝を申し上げます。

委員の皆様には平成20年8月に当協議会の委員をお願いしてから、はじめての協議会開催となります。2年の任期は8月3日までとわずかですが、国民保護の推進に御協力をお願いいたします。

さて、昨年は、北朝鮮による飛翔体発射、核実験、弾道ミサイル発射など、私たちの安全を脅かす事態が発生しております。

「国民保護法」の目的は、武力攻撃事態等による武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするため、国、道、市町村の責務を始め、避難、救援等について定めることにより、国全体として万全の態勢を整備することです。

旭川市も、危機管理体制の強化を図るなかで、皆様から御提言、御意見をいただき、国、道、各種団体や住民の皆様と連携をとり、体制づくりをしていきたいと思っています。

本日御審議いただくのは、旭川市国民保護計画の変更（案）についてであります。

国の基本指針と北海道の国民保護計画が変更されたこと、また、旭川市災害時要援護者避難支援ガイドラインの作成に伴い、所要の修正を行うことについて、旭川市から当協議会に諮問がございましたので、御審議を賜りたいと存じます。

委員の皆様方の忌憚のない御意見をお願い申し上げますとともに、これからの国民保護の推進に御支援と御協力をお願い申し上げます、挨拶といたします。

【司会】

それでは、本日の議事に移らせていただきます。

旭川市国民保護協議会条例第4条に、「協議会の会議は、会長が召集し、その議長となる。」となっております。

会長、よろしくお願いいたします。

【議長】

よろしくお願いします。

それでは議事にはいります。

議題「旭川市国民保護計画の変更」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

説明に入る前に、配布資料等について説明いたします。

まず、会議次第が1枚、名簿が1枚

「平成22年度旭川市国民保護協議会議案書」と印刷されたものが1枚、

「旭川市国民保護計画の変更について」が1枚でございます。

次に、資料ですが、資料1から資料4-2までの6点となります。

資料1「旭川市国民保護計画の変更の概要」が1枚

資料2「旭川市国民保護計画の変更案の変更箇所一覧表（本編・資料編）」が1部

資料3-1「旭川市国民保護計画の現行の計画と変更案の対照表（本編）」と

資料3-2「旭川市国民保護計画の現行の計画と変更案の対照表（資料編）」が各1部

資料4-1「旭川市国民保護計画の変更案」と

資料4-2「旭川市国民保護計画の変更案（資料編）」が各1部でございます。

それでは、旭川市国民保護計画の変更について、御説明いたします。

本日は、資料1と資料2を用いて御説明いたします。

まず、資料1をごらんください。

ここには、計画の変更の概要について記述させていただきました。

はじめに計画の変更の経緯でございます。

いわゆる国民保護法では、市町村の国民保護計画は都道府県の計画との整合性の確保を図るように努めること、都道府県の計画は国の基本指針に基づき作成することを定めております。

平成19年10月5日及び平成20年10月24日に、国が「国民保護に関する基本指針の変更について」を閣議決定したことに伴い、北海道は平成20年1月15日及び平成21年3月17日国民保護計画を変更いたしました。

その後、平成21年7月9日に北海道から市町村国民保護計画に係る変更内容、ひな形の提示があり、それを受けて旭川市国民保護計画の変更に至ったものでございます。

その変更の概要でございますが、大きく3つあります。

一つは、北海道国民保護計画の変更に伴うもの、2つ目は旭川市独自の見直しによるもので、3つ目は資料編を修正したものでございます。

はじめに、北海道国民保護計画の変更に伴うものでございますが、国の基本指針の変更

に伴う変更が3つございます。資料中、2 旭川市国民保護計画の変更の概要と書かれておりますところ、まず、北海道国民保護計画の変更に伴う変更でございます。カタカナのア 基本指針の変更に伴う変更といたしまして、(ア)武力攻撃事態等合同対策協議会との連携に関する規定の新設、(イ)安否情報システムの利用に関する規定の新設、(ウ)安否情報システムの利用に伴う、総務大臣（道）への報告に関する規定の変更がございます。

次に、法律の一部改正に伴う変更が4つございまして、イの(ア)防衛省設置法の一部改正、(イ)郵政民営化法等の施行に伴う国民保護法の一部改正、(ウ)学校教育法の一部改正に伴う「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」の一部改正、資料中、学校教育法の法が誤っておりますので訂正申し上げます。(エ)「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」の一部改正でございます。

そのほか、道内市町村の相互応援協定の再締結に伴う変更がございます。

2つ目の旭川市独自の見直しによるものといたしましては、本年3月に作成しました旭川市災害時要援護者避難支援ガイドラインに伴う修正と、

旭川市地域防災計画の修正により整合を図ったこと、その他、字句の訂正や修正を行ったものでございます。

そして3つ目になりますが、資料編について字句等の修正を行っております。

それでは、資料2に基づき具体的に変更箇所を御説明いたします。

資料の左端に2桁の番号をふってございますので、資料のページと番号で説明箇所をお知らせいたします。

1 ページ01、02番は国の基本指針の変更に伴い新設されたもので、01番につきましては、国・道の対策本部との連携として、新たに「武力攻撃事態等合同対策協議会との連携」を追加したものでございます。

これは、国の基本指針において、現地対策本部長が、国や地方公共団体等の関係機関の間における情報共有や、意思統一を図るため開催する会議、すなわち合同対策協議会について新たに記述されたことから新設したものです。

02番につきましては、国の基本指針において安否情報の運用開始を踏まえて記述を修正したことに伴い、「安否情報システムの利用」としてその充実を図るため規定を追加したものでございます。

03番は、安否情報の照会回答について、道への報告要領を整理したものでございます。

04番から2ページ08番までは、法律等の一部改正に伴うものです。

このうち04から06番は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等、機関の名称変更に伴うもので「札幌防衛施設局を北海道防衛局に、日本郵政公社を郵便事業を営む者に、盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という）という部分を特別支援学校に変更したものでございます。

07番につきましては、項番号の繰り下げと安否情報に係る諸手続について規定する「武

力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続き、その他の必要な事項を定める法令」の一部改正による変更でございます。

08番につきましては、自衛隊の部隊派遣要請にかかわり、自衛隊の組織名及び職名をよりわかりやすく具体的に記述したものでございます。

次、3ページをごらんください。

09番は、北海道が「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」を武力攻撃災害でも適用できるよう再締結したことに伴うものでございます。

次に、旭川市独自の見直しでございます。

3ページ01番は、高齢者や障害者など避難時に支援を必要とする人に対して災害時要援護者避難支援ガイドラインを活用して避難対策を講ずることとしたものでございます。

3ページ02番と4ページ03番は、旭川市地域防災計画の修正に伴い、規定の整合を図ったもので、02番は、市対策本部の開設場所を市総合庁舎内から市総合防災センター中核施設災害対策室に変更したこと、対策本部の代替機能の確保ということで、市総合庁舎が被災した場合、以前は、第2庁舎に設置するとしていたものを、市総合防災センター中核施設が被災した場合、本部長が適当と認めた場所に設置すると改めたものでございます。

次4ページ03番は、市対策本部の組織図を記載しておりますが、本部員に病院事業管理者を追加したものでございます。市立病院が地方公営企業法の全部適用を受けることとなり地域防災計画に追加されたことから、整合を図ったものでございます。

04番から5ページの09番につきましては、字句の訂正及び目次の修正等を行ったものでございます。個々の内容については省略させていただきます。

最後に6ページでございます。

資料編の変更で、合計140か所変更してございます。内容につきましては、名称や字句等の訂正が主なものでございます。

これらの変更案と現計画の対照表が、資料3-1、3-2になっております。また、旭川市国民保護計画の変更案が資料4-1、4-2でございます。

以上、変更箇所等につきましての御説明を終わります。

【議長】

ただいまの「旭川市国民保護計画の変更」に係る説明につきまして御意見・御質問がございましたらお受けいたします。

特にございませんでしょうか。旭川市国民保護計画の変更（案）につきまして、審議を頂きたいと思っております。本案につきましては、異議なしでよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【議長】

それでは、異議なしということですので、本協議会として本案を承認するというのでよろしくお願いたします。

それでは、本日の議案につきまして、全て終了となりました。この機会ですので、何か皆様から御発言がございましたら、是非いただきたいと思ひます。

【委員】

この計画にも書かれておりますが、一般市民にもっと具体的な形で情報を提供していただけるように関係機関がもっと協力していかなければと思っております。災害等があった場合に家でテレビ等を見ておると、家族から避難勧告と避難指示とは何なのか、何がどう違うのか、このような質問を受けました。一般の市民からの目線では、それがどのような性質のものか、具体的などころまではなかなか分からないのではと思ひます。避難指示は市長が行うものでありますが、市長が私の自宅に来て避難指示が発令されましたので逃げてください、と言う訳には行かないと思ひます。実際に誰がどのように行うのかが、私自身も分からない状況です。このようなことも、広く市民に伝えるのかが非常に大切だと感じております。

【議長】

貴重な御意見ありがとうございます。先日、この場所におきまして、旭川市の防災訓練が行われまして、その際にも同様の話題がございまして、実際に勧告等を聞いてもどのようなアクションをするべきなのか、言葉が難しくてなかなか理解しにくいところもございしますので、もっと市民の皆様へPRしていかなければならないという話が出ておりました。

事務局からも、せつかくの機会ですので何かございせんか。

【事務局】

貴重な御意見ありがとうございます。7月の上旬に岐阜の中核市の防災担当者会議に出席いたしました。その中で、平成20年に岡崎市におきまして、大雨、大規模な土砂災害がありまして、全世帯14万世帯に避難勧告を発令したそうです。ところが実際に避難したのは50世帯だったそうです。市民には避難勧告の意味が分からなかったという実態があったようです。私どもでも、災害対策本部訓練を実施いたしまして、避難準備情報、避難勧告の前段階のものです。避難準備情報を出しましたが、市民の方がどれだけそれを理解しているのかということについては疑問であります。今後はそれらの避難時に用いる用語の説明につきましても、メディア様の力をお借りいたしまして、進めていきたいと考えております。

【議長】

いろいろな機会を見つけまして、やっていかなければと感じております。

その他、皆様何かございませんでしょうか。

【事務局】

委員の皆様にご説明させていただきます。

本協議会の委員につきましては、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」第38条により、任期は2年で、再任することを妨げないとされております。

委員の皆様方におかれましては、来月8月3日をもって任期満了となりますが、公募委員を除き、再委嘱させていただきますので、引き続き御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、公募委員の4名の委員様におかれましては、2年の任期が満了されることに伴いまして、本年6月21日から昨日まで新たな公募委員を募集させていただいております。

また、本協議会の委員報酬の支給方法は、口座振り込みによるお支払いになってございます。

つきましては、受付時に配布させていただいた口座振替依頼書がございますので、御手数ですが振込先の金融機関名等を御記入いただきまして、返信用の封筒にて防災課まで御返送願います。

【議長】

それでは、これをもちまして本日の審議は終了させていただきます。今後とも、旭川市の行政につきまして、あらためて関係機関、皆様の御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、どうもありがとうございました。

【司会】

以上をもちまして、「平成22年度旭川市国民保護協議会」を終了させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

この後、御都合がよろしければ総合防災センターの施設内をご案内申し上げたいと思います。御希望される方は、このままでお待ちください。